



未来への約束

～あなたとつながる
新しい憲法～



憲法論点解説冊子 Ver.5



目次

手に取っていただいた方へ

I 憲法ってなあに？

II 最近、憲法の話が出るのはどうして？

III 「国民投票法」をご存知ですか？

IV 国家非常事態対処条項について

V 憲法改正・非改正の論点・日本青年会議所の考え方

①大規模災害発生！ 緊急権

②人権って？ 自由って？

③公共の福祉って何？ 権利と義務

④日の丸・君が代と思想・良心の自由

⑤政教分離って何？

⑥日本は軍隊を持てはいけないの？

⑦日本は戦争をするの？ 集団的自衛権

⑧私たちの町はどうなるの？ 地方自治

⑨ねじれ国会って？ 国会二院制

⑩地球環境を守る先進国日本！ 環境権

⑪これからの生活に必要な憲法とは？ 国家未来像

⑫外国人参政権って何？

付録 憲法用語集

参考

手に取っていただいた方へ

この憲法論点解説冊子は、手に取っていただいた皆様に、憲法について考えていただくきっかけになればと考え、公益社団法人日本青年会議所が作成したものです。

この憲法論点解説冊子を通じて日本青年会議所の考え方に賛同していただくことが目的ではありません。「憲法とどのように向き合うべきか」そして「日本がどのような国であるべきか」について、皆様それぞれのお考えをもっていただくことを目的としています。

憲法については、ここでご紹介する以外にも様々な意見があります。憲法事業にご参加いただいた方、この冊子を手に取っていただいた方には、これを機にぜひ憲法に関心をもっていただき、さらに様々な意見をご理解いただいた上で憲法を身近に感じ「自分たちの憲法は、自分たちで考え、自分たちの手で創り上げた」と言える未来が訪れることを心から願っております。

I 憲法ってなあに？

「憲法」というのは、国のおおもとになる決まりです。これには色々な意味があります。

まず「憲法」とは、国の基本的なあり方を示す決まりです。そこには、日本国民が日本をどのような国にしたいと思うのかが書かれています。

ところで、国の決まりには他に「法律」があります。ご存知のとおり、私たち国民は法律にしたがって行動しなければなりません。これとは違い「憲法」は、国がしたがわなければならない決まりです。

「憲法」は、このような意味で「国のおおもとになる決まり」なのです。



II 最近、憲法の話が出るのはどうして？

日本国憲法は1946年に公布されました。これは戦後GHQの提案をもとにして草案が作られ、それを帝国議会が可決したことにより成立したものです。その後現在までの65年以上、一度も改正されていません。

この間、初めは自らの手で憲法を改正しようという動きもありました。しかし、しだいに（主に第9条平和主義の条項について）憲法を改正してはならないとの意見が強くなり、憲法について論じること自体がタブーとされるようになりました。このような中で、私たち国民の大多数は、国や憲法のことに関心をもたなくなっていました。

ところが、1991年の湾岸戦争のとき、日本は、日本国憲法制定以来初めて、金銭的貢献だけでなく人的貢献も求められました。また、東西冷戦が終結した後、世界は激動の時代を迎え、9・11同時多発テロなど世界のあちこちで紛争が起こるようになりました。日本は一見平和に見えますが、まわりをみると、中国だけでなく韓国、ロシアなどとの領土領海問題、北朝鮮問題、台湾問題、そしてアメリカ軍基地問題など、解決の難しい問題があります。これまで日本は、アメリカに頼っていれば大丈夫でしたが、今は日本が世界平和のためにどうすればよいかが問われています。

このような中、2007年5月18日に、憲法改正のための国民投票を行うための法律「国民投票法」が成立し、2010年5月18日に施行されました。

そして2011年3月11日、東日本大震災の時にはその対処ができる法律（震災特例法）がつくられるまでに1ヶ月半もかかり、対応がとても遅れてしまいました。「想定外」のことが起こったとしてもすぐに対応できるように、国家非常事態対処条項の必要性が話しあわれています。



2012年12月に政権交代がなされ、国民の「憲法」に対する関心も高まりをみせています。国のあり方を示すおもとの決まり「憲法」についてどのように考えていくのか、現行憲法を国民自らの手で改正すべきなのかが注目されているのです。

Ⅲ 「国民投票法」をご存知ですか？

■ 「国民投票法」って何？

日本国憲法第96条では、憲法を変えようとするときは、国会が提案し賛成となったあと国民投票を行うこと、と定めています。その国民投票をどうやって行うかを定めた法律が「憲法改正国民投票法」です。



■ いつから始まったの？

2007年5月18日に公布され、2010年5月18日から施行されています。

■ 誰が投票できるの？

満18歳以上の日本国民となっていますが、現状では満18歳以上満20歳未満の人については法律を整備する必要があります。

■ 結果はどうやって決まるの？

まずは、国会の衆議院、参議院それぞれの本会議で3分の2以上の賛成が必要です。その上で国民投票を行い、投票総数（賛成票の数＋反対票の数）のうち、賛成票が2分の1を超えた場合に憲法は改正されます。棄権や白票・無効票は、結果には全く影響しないことになります。

■ 施行されましたが、まだまだ課題はあります・・・

◇ 国会での話し合い

衆議院と参議院には、憲法を専門に話し合う会議として「憲法審査会」が設置されることになっています。2010年末までには開催されてきませんでしたが、震災後の2011年11月に、衆参両院とも相次いで初の憲法審査会が開催されました。

◇ 準備しなければいけないこと

2007年5月14日に「国民投票法」が成立するとき、施行日の2010年5月18日までに検討し対応しなければいけない項目として18項目もの「附帯決議」が追加されましたが、現在もなお、衆参両院の憲法審査会で議論が継続されており、結論は出されていません。

- ① 国民投票の対象・範囲については、憲法調査会で検討し措置を講じる
- ② 成年年齢に関する公職選挙法、民法等について法制上の措置を完了

- ③ 内容に関する関連性の判断は、判断基準を明らかにし慎重に行う
- ④ 国民投票の期日に関する国会両院の議決が不一致な場合の調整
- ⑤ 発議の公示と投票期日の告示は、同日の官報による実施に努める
- ⑥ 憲法審査会において、低投票率制度の意義・是非について検討
- ⑦ 在外投票の機会の保障されるよう、万全の措置をとる
- ⑧ 国民投票広報協議会の運営は客観性、正確性、中立性、公正性を確保
- ⑨ 国民投票公報の周知手段を工夫すること
- ⑩ 棄権の意思が明確に表示されるよう、白票数も明示する
- ⑪ 公務員、教育者の運動の規制は自由を侵害しないよう基準と表現を検討
- ⑫ 罰則については法制上の措置も含めて検討する
- ⑬ テレビ・ラジオの広告規制については本法施行までに検討を加える
- ⑭ 罰則の運用は、憲法改正運動が萎縮し制約されないように運用すること
- ⑮ 憲法審査会において憲法調査会報告書にある課題を十分に調査する
- ⑯ 憲法審査会の手続、運用については定足数を明定し少数会派にも配慮
- ⑰ 国民への情報提供、公聴会、請願審査の実施に努めること
- ⑱ 合同審査会の開催に当たっては、各院の意思を十分尊重すること

Ⅳ 国家非常事態対処条項について

現行憲法に国の非常事態に対処する条項はありません。東日本大震災の復旧・復興に対応するための震災特例法は、制定されるまでに1ヶ月半もかかりそれによって対応は大幅に遅れることになりました。

もし、憲法の枠を超えて非常事態に迅速に対応しなければならなくなった時に超法規的という「例外」で対応していいのでしょうか？ もし国会が被災をしたら・・・？

最悪の場合、衆参同日選挙の最中に大規模災害が発生したら、参議院の半分で行政を監視することになります。緊急時の規定をあらかじめきめておくことでいかなる時も憲法の秩序を守ることができるのです。

ではどんな条項が必要なのか？ ここで、前衆議院憲法調査会長を務められた、中山太郎先生の緊急事態に関する憲法改正の試案をご紹介します。

大規模な自然災害（地震・津波など）テロによる社会秩序の混乱などの緊急事態において、内閣総理大臣に「対象地域」を区切り、「90日以内」という期間で、緊急事態宣言を出す権限を与えます。権限を内閣総理大臣に集中させ、迅速かつ強力な対応を可能にすると同時に、90日以内という期間、そして緊急事態宣言は20日以内に国会の承認を求めるという歯止めをきかせます。

緊急事態宣言は、3つの効果があります。

まず1つ目は、財政支出を含む内閣総理大臣への権限の集中です。国の行政に対する指揮を直接行うと同時に、当該地方自治体の長に対しても指示を出せることが特徴です。財政支出等につい



ては、後に国会の承認を必要とします。

2つ目は、一部の基本的人権の制限です。まずは通信の自由を制限できる人権として挙げています。公共通信を優先することや、デマの抑制を行うためです。次に居住・移転の自由の制限です。危険地域の避難命令や立ち入り禁止の指示を出せるようにします。

最後に財産権です。倒壊家屋などの救援・復旧の妨げになる私有財産の放棄・除去を行えるようにします。

この3つに限定したのは、それ以外の自由は、みだりに制限されないことを明らかにするためです。

3つ目は、両院議員の任期延長、衆議院の解散制限です。東日本大震災では、間近に控えた統一地方選挙を法律で延期しました。しかし、国会議員の任期は上位法である憲法で定められているため、これに反して法律で任期延長・選挙の延期を行うことはできません。衆参同日選挙のときに大規模災害により選挙が行えなくなったら、国会議員が欠けて、国会が機能不全に陥ります。任期の延長や解散の制限を憲法に明記することで、緊急事態宣言によって権限が集中する行政を監視する役割を有する国会の機能を確保することができるのです。

このように、緊急事態宣言を発し、これに基づいて臨機応変な措置をとることができるようにすることで、結果的には国民の生命や財産が守られるということになるのです。

以下、諸外国の国家非常事態対処条項の例を挙げます。

<ドイツ>

実質的な憲法であるドイツ連邦共和国基本法によって、例えばドイツが武力で攻撃されたような場合に、議会による確認の後に大統領が防衛事態宣言を発することができ、軍隊の直接の指揮権を首相に与え移転の自由や財産権などの人権を一時的に制限することができます。ほか、下院の解散禁止や大統領の任期延長などの措置もとることができます。また、大規模な自然災害が起こったときに、政府に各州への特別な指示を与えることができ、移転の自由などの人権を一時的に制限することができます。

<大韓民国>

大韓民国憲法によって、戦争や自然災害などの国家非常事態が生じた場合に、閣議を経て大統領が戒厳令を発することができ、政府や裁判所に特別な権限が与えられ、言論の自由や出版の自由などの人権を一時的に制限することができます。

<ポーランド>

ポーランド共和国憲法によって、外国からの武力攻撃があるときに大統領が戒厳事態宣言を発したり、大規模な自然災害が起こったときに、自然災害事態であることを内閣が宣言することができます。その結果、大統領に権限を集中させ、一定の人権を一時的に制限することができます。また、大統領や国会議員の任期延長などの措置を取ることができます。

<ブルガリア>

ブルガリア共和国憲法によって、戦争状態になったときなどに原則として国会による非常事態宣言を発することができ、その結果、一定の人権を一時的に制限することができます。また、国会議員の任期延長などの措置を取ることができます。さらに大規模な自然災害が起きたときには、国民の協力義務が課されています。

①大規模災害発生！ 緊急権

東日本大震災の対応、政府の動きが遅いといわれていました。「非常事態の時にはこうしよう！」という決まりがないからなののでしょうか？

第13条

・・・生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

国家非常事態対処条項

自然災害や戦争などの国家の平和と独立を脅かす緊急事態の時に、政府が一時的に権限を集中させるなどの非常措置をとることで秩序の回復を図るための条項。

現状維持の意見（非改正）

今のままでも十分に対応できます。

変更を必要とする意見（改正）

想定していない事にも対応できるように決めておくべきです。

日本青年会議所は

緊急権について憲法上定めておくべきとの立場です。何故ならば、東日本大震災発生時に国の対応が遅れたことによって、国民の生命や財産をより危険にさらすこととなったことから、このような国家の想定外の非常事態に内閣総理大臣が非常事態宣言を発し、一時的に国民の権利を制限することで、結果として国民の生命や財産の安全の確保を図ることができるようにする必要があるからです。

日本国憲法草案第百五条一項

内閣総理大臣は、わが国に対する他国からの武力行使、他国からの教唆に伴う内乱、大規模内紛等、大規模な自然災害その他国家の非常事態と合理的に認められる場合において、閣議による承諾を得た上で、非常事態の宣言をすることができる。

日本国憲法草案第百六条一項

前条第一項に定める非常事態の宣言がなされた場合は、内閣は、国民の生命及び財産等の安全を維持する目的のために必要な範囲において、この憲法第二章に定める国民の権利を制限する措置をとることができる。但し、内閣は、当該事態が回復した場合は、速やかに当該措置を解除しなければならない。

②人権って？ 自由って？

「個人」は、国や社会に優先して尊重されるのでしょうか、それとも、国や社会の中の一員として尊重されるのでしょうか。

日本国憲法 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

個人を重視する意見（非改正）

個人が1番！個人のために国家があるのです。

共同体も重視する意見（改正）

個人も社会の一員です。

日本青年会議所は

共同体の利益も重視すべきとの立場です。何故ならば、現代社会において、権利ばかりを主張するような、行き過ぎた個人主義は、家族や共同体の破壊にも繋がってしまっていることから、行き過ぎた個人主義を排除するため、組織や全体の利益も重んじ、個人も家族や共同体の一員として責任を負うと考えるべきであるからです。

日本国憲法草案第九条

国民は、国及び共同体の利害並びに世代を越えた利害等を、利他の精神をもって一体となり、解決する共同の責務を負う。

③公共の福祉って何？ 権利と義務

個人は、他の個人と譲り合わなければならないのはもちろんですが、国や社会に対しても譲らなければならないのでしょうか。

日本国憲法 第13条

・・・生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

個人を重視する意見（非改正）

公益のために個人が譲るべきではありません。

公の責任も重視する意見（改正）

個人も公の責任を負います。

日本青年会議所は

個人も公の責任を負うべきとの立場です。何故ならば、権利ばかりを主張するような、行き過ぎた個人主義を排除する必要があり、日本人の精神性の特徴である利他の精神をもっと強調すべきと考えることからです。

日本国憲法草案第八条一項 国民は、国家により個人として、又は共同体の一員として尊重され、基本的な権利の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的な権利は、現在及び将来の国民に与えられ、国民は、この基本的な権利を、不断的努力によって保持し、子孫に継承する責務を負う。

日本国憲法草案第八条二項 国民は、前項に掲げる権利を濫用してはならず、常に公の利益及び秩序を保つためにこれを利用する責務を負う。

④日の丸・君が代と思想・良心の自由

日の丸に敬意を表するか、君が代を歌うかどうかは、個人の自由なのでしょうか？

日本国憲法 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

個人を重視する意見（非改正）

それは個人の自由です。
国家の強制はいけません。

国民の義務とする意見（改正）

それは国民の義務です。

日本青年会議所は

国旗や国歌を尊重する義務が国民にあるという立場です。何故ならば、国旗の掲揚や国歌の斉唱は、国民に本来的に必要な愛国心を高めることに繋がります。また、国旗は、「日章旗（日の丸）」、国歌は、「君が代」であることは明白であるにもかかわらず、これを認めないとする一部の国民が存在します。ですので、国旗及び国歌を憲法上敢えて明記し、それを尊重することは当然の大前提と考えるべきであるからです。

日本国憲法草案第百九条 日本国の国旗は日章旗であり、国歌は君が代である。

⑤ 政教分離って何？

国は、宗教とは一切かわってはいけな
いのでしょうか。例えば総理大臣は神社に参拝してはいけ
ないのでしょうか。

日本国憲法 第20条

…いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の
権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加すること
を強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もし
てはならない。

厳格に考える意見（非改正）

一切かわってはいけません。
参拝してはいけません。

緩やかに考える意見（改正）

あまり厳しく考えるべきではありません。
参拝してもよいのです。

日本青年会議所は

政教分離をあまり厳しく考えるべきではないとの立場です。何故ならば、
国家と分離されるべき「宗教」については、祈祷、礼拝、儀式、祝典、
行事等およそ宗教的信仰の表現である一切の行為を含むとすると、死者に対する哀悼、慰霊等の行
事のすべてが含まれてしまい、非常識であるからです。儀礼的なものは許容した上で、閣僚による
靖国神社参拝も憲法上認められるようにするべきです。

日本国憲法草案第十六条三項 国は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育及び特定
の宗教に対する援助、助長又は促進となるような活動をしてはなら
ない。

⑥ 日本は軍隊を持てはいけないの？

日本は、外国から攻められたときのために、軍
隊を持てはいけないのでしょうか。

日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求
し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、
国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを
保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

現状維持の意見（非改正）

軍隊なんか必要ありません。

変更を必要とする意見（改正）

外国が攻めてきたときのために、軍隊を持つこと
もやむをえません。

日本青年会議所は

日本も軍隊を持つべきとの立場です。何故ならば、現行憲法の条文をそ
のまま読むと、現在の自衛隊の存在が違憲とも読み取れることから、ま
ずは日本国が自衛権を有することを明記し、自衛隊の違憲の可能性を無くす必要がありますし、一
人前の主権国家・独立国家として、自分の国は自分たちで守る、自ら国民の生命や財産を守る、と
の使命を果たすために、軍隊を持つことを憲法上明記することは、むしろ当然のことであるからで
す。

日本国憲法草案第四十一条一項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
他国へのいかなる侵略をも否認する。

日本国憲法草案第四十一条二項 日本国は、主権国家として、その独立及び国益、並びに、国民の
生命及び財産を守るため、国際法に基づき、日本国及び日本国と
密接な関係にある外国に対する武力攻撃に対し、個別的及び集団
的な自衛権を有し、行使することができる。

日本国憲法草案第四十二条一項 国は、前条の目的を達成するため、軍隊を保持する。

⑦日本は戦争をするの？ 集団的自衛権

日本は、仲間の国が外国から攻められたときに、戦争をしてもよいのでしょうか。

日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

現状維持の意見（非改正）

日本が世界中で戦争することになってしまいます。

変更を必要とする意見（改正）

仲間と助け合うのは当然です。

日本青年会議所は

集団的自衛権を認める立場です。何故ならば、他国の軍隊からは軍事的援助を受けられるのにもかかわらず、日本国の軍隊が他国の軍隊に軍事的援助ができないようでは、国際社会における日本の軍隊の存在意義が問われるだけでなく、外交上も対等に交渉できないなどの不利益があることからです。

日本国憲法草案第四十一条二項 日本国は、主権国家として、その独立及び国益、並びに国民の生命及び財産を守るため、国際法に基づき、日本国及び日本国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃に対し、個別的及び集団的な自衛権を有し、行使することができる。

⑧私たちのまちはどうなるの？ 地方自治

国と地方との関係は、今のままでよいのでしょうか。

日本国憲法 第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

現状維持の意見（非改正）

まずは現状のまま地方自治を実現させるべきです。

改革推進の意見（改正）

新しい地方自治のあり方を定めるべきです。

日本青年会議所は

地方自治に関しては、過剰な地方分権を認めるべきではなく、まずは現状のまま地方自治を実現させるべきという立場です。何故ならば、現行憲法のもとでも、住民自治と団体自治を認めた上で、地方のことは地方の住民で決める、とのかんりの程度の地方分権を認めており、また、あくまで日本は単一国家であることから、主権があるのは国のみであり、「地域主権」という言葉自体、認めるべきではないからです。

日本国憲法草案第百条一項 地方自治は、地域の住民たる国民の参画及び団体による自治を基本とする。

日本国憲法草案第百一条 地方自治体は、国益及び地域の住民の利益を追求し、国と相互に協力しなくてはならない。

⑨ねじれ国会って？ 国会二院制

日本では衆議院と参議院の二院制ですが、今の日本には2つも立法組織が必要なのでしょうか？

日本国憲法 第42条
国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

現状維持の意見（非改正）

国民の意見を慎重に反映していくために今のよう
に両院で議論することが必要です。

変更を必要とする意見（改正）

今の衆議院と参議院では役割が大きく変わらない
ので、それぞれの特徴をもっと持たせることで独
自性を発揮させる必要があります。

日本青年会議所は

二院制を前提としつつも両院の役割を明確化すべきと考える立場です。
何故ならば、参議院が衆議院のカーボンコピーとなり参議院の存在意義
が薄いという二院制のデメリットは大きいものの、一院制のデメリットである「議会の暴走の可能
性」を考えると参議院にチェックアンドバランスの機能を果たす形で二院制を維持する方がより望
ましいからです。

日本国憲法草案第四十四条 国会は、国民議院及び評議院の両議院でこれを構成する。

⑩地球環境を守る先進国日本！ 環境権

地球環境保全について先進国である日本が率先
して環境権を規定していくことは必要ではないで
しょうか。

第25条【生存権、国の生存権保障義務】

1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の
生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部面について、社会福
祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進
に努めなければならない。

現状維持の意見（非改正）

今の憲法の規定で環境権も含まれています。
改正する必要がありません。

変更を必要とする意見（改正）

地球環境を保全するという権利だけでなく義務を
含めてしっかり規定しておくことが必要です。

日本青年会議所は

環境権を認め、憲法上に明文化すべきとの立場です。何故ならば、現行
憲法が制定されて65年以上たった今では、その当時想定できなかった
新しい人権が生まれてきています。環境権もその一つですが、そういった新しい人権も時代の変化
に応じて憲法上明記するのが自然であるからです。

日本国憲法草案第二十四条一項 何人も、良好な環境を享受する権利を有し、その保全に努める義
務を負う。

日本国憲法草案第二十四条二項 国は、良好な環境を保全する施策を行わなければならない。

⑪ これからの生活に必要な憲法とは？ 国家未来像

憲法前文とは自国の歴史と未来像を述べるべきなのか、それとも国民の権利を主として述べるべきなのでしょうか？

現状維持の意見（非改正）

今の憲法前文では国民の権利を主としており、そのままで充分です。

変更を必要とする意見（改正）

憲法前文は日本の顔です。読めば日本とわかるように表現すべきです。

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

日本青年会議所は

前文に関しては、変更を必要とする意見の立場です。何故ならば、現行憲法の前文は、日本らしさに全く欠け、非現実的な理想論に終始している傾向があります。そこで、日本の憲法であれば、日本の地理的意義、成り立ちや歴史・伝統を重んじ、他人を慮るなどの日本人の精神性を明記して日本らしさを強調すべきと考えられるからです。

（日本国憲法草案前文）日本国は、四方に海を擁し、豊かな自然に彩られた美しい国土のもと、万世一系の天皇を日本国民統合の象徴として仰ぎ、国民が一体として成り立ってきた悠久の歴史と伝統を有する類まれな誇りある国家である。

我々日本国民は、和を貴び、他者を慮り、公の義を重んじ、礼節を兼ね備え、多様な思想や文化を認め、独自の伝統文化に昇華させ、豊かな社会を築き上げてきた。

日本国は、自主自立の主権国家としての権利を行使するとともに、責務を全うし、互敬の精神をもとに日本を含む地球上のあらゆる地域から貧困と殺戮をなくし、全世界の平和に貢献すると同時に、国際社会を率先して牽引すべき国家であると確信する。

我々日本国民は、国の主権者として、悠久の歴史と誇りある伝統を受け継ぎ、現在及び未来へ向け発展・継承させるために、五箇条の御誓文以来、大日本帝国憲法及び日本国憲法に連なる立憲主義の精神に基づき、ここに自主的に新日本国憲法を制定する。

⑫ 外国人参政権って何？

日本に定住している外国人に、選挙での投票や公務に就くことで国や自治体の政治に参加する権利「参政権」を与えないのはおかしいことなのでしょうか。

日本国憲法 第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第93条 二項

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

認めない意見（非改正）

日本の政治に参加できるのは、日本国籍を持つ国民にだけ認められる権利・義務です。

認める意見（改正）

日本に永住権があり日本人と同じ生活をしているので、政治に参加する権利も認めるべきです。

日本青年会議所は

外国人参政権を認めない立場です。何故ならば、外国人であっても帰化して日本国籍を取得することで、国政や地方政治に参加することが出来るのであるし、そもそも日本に居住する外国人は、当該在籍国の参政権を持っているのであるから、そのような権利を与える必要性もないからです。

日本国憲法草案第百二条二項 地方自治体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、その地方自治体に居住する日本国民が、直接選挙する。

付録・憲法用語集

■ 基本的人権

人間である以上、当然にもっている権利。

■ 生命・自由・幸福追求権

生命、自由、幸福追求に対する国民の権利。

■ 思想・良心の自由

人間の内面的な精神活動の自由。

■ 政教分離

政治と宗教は異なった事象であり、別個独立の原則が支配すべきであるとの考え方。

■ 個別的自衛権

自国に対する急迫した危害を排除するために武力をもって必要な行為を行う国際法上の権利。

■ 集団的自衛権

他国に対する急迫した危害を排除するために武力をもって必要な行為を行う国際法上の権利。

※一般的には「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義されている

■ 地方自治の本旨

地方における政治と行政を、国から独立した地方公共団体の手に委ね、地域住民の意思に基づいて処理するものとする原則。

(参考文献 「法律学小辞典 新版」 有斐閣)

日本青年会議所のサイトにアクセスをお願いします。

日本JC	検 索
------	-----

クリック!

日本青年会議所は「修練」「奉仕」「友情」の三信条を活動の基本におき、様々な活動を行っております。

サイト上では、日本青年会議所の活動や憲法アクションDaysなどの情報発信も行っておりますので、是非ご覧ください。

未来への約束 ～あなたとつながる新しい憲法～

初 版 **2008** 年 **2** 月 **16** 日発行
第7版 **2013** 年 月 日発行
発 行 公益社団法人 日本青年会議所
東京都千代田区平河町 **2** 丁目 **14** 番 **3** 号
挿絵デザイン デジーノ

<http://www.jaycee.or.jp/>

